

四国中央市国民保護計画の一部変更の概要

1. 目的

平成 26 年 2 月の愛媛県国民保護計画変更等を受け、本市の国民保護計画と県計画との整合を図るとともに法改正に伴う修正や本市の現状を踏まえた修正を行いました。

2. 変更内容

① 国の指針や愛媛県計画の変更等に伴う修正

◇ 法改正等に伴う修正

- ・ 厚生労働省から内閣府への事務移管に伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に修正
- ・ 消防庁国民保護運用室長（平成 25 年 3 月 28 日消防運第 25 号）からの通知に基づき、住民避難が必要となった場合に行う避難に関する情報報告について追加
- ・ 災害時要援護者のうち、避難に関し支援を要する方々について、避難行動要支援者として整理するとともに避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有等について追加
- ・ 避難住民の復帰措置協力について追加 など

◇ 市対策本部体制等の変更

- ・ 緊急事態対策本部から緊急事態連絡室への名称変更
- ・ 事態認定前における体制や対策本部体制の変更及び所掌事務の変更など

② 最新の状況等の反映

- ・ 一般状況（人口、気象状況等）の変更
- ・ 消防庁の安否情報システムの運用開始に伴う対応について追加
- ・ 当市や愛媛県等関係機関の組織改編等に伴う組織名称の修正等
- ・ J - A L E R T の運用開始に伴う修正
- ・ 公益法人改革による名称変更
- ・ 指定公共機関の変更に伴う修正 など